

令和2年度指名停止業者一覧表
指名停止対象業者及び状況説明書

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
1	契約違反	香取市津宮2275番地2 永井建設(株) 12-009614 代表取締役社長 永井 宏治	令和2年5月13日から 令和2年5月26日まで (2週間)	第2条第1項 別表第1第4号	令和2年5月12日	左記業者の下請け業者はバックホウ旋回時に、工事個所に隣接する門扉屋根部分に接触して破損させた。また、電線共同溝工事において、作業のため資機材を積んだダンプトラックが工事個所に進入し、停車しようと脇に寄せたところ、工事箇所に隣接して駐車していた車両に接触した。(2件とも共に工事完成後発覚) 当該業者は施工中の事故については、千葉県土木工事共通仕様書に基づき直ちに監督職員に報告し、事故報告書を提出することとなっているが、工事施工中に事故が発生したにも関わらず、報告を怠っていた。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
2	その他不正又は不誠実な行為	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 大成建設(株) 00-000300 代表取締役社長 村田 誉之	令和2年7月6日から 令和2年8月5日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号	令和2年7月2日	左記業者が請け負った鹿児島市内の耐震改修工事の現場において、石綿等の除去作業を行うに際し、法定の除外事由がないのに、所轄の労働基準監督署長にその計画を届け出ることなく石綿等除去工事を実施したとして、左記業者の使用人が労働安全衛生法違反で略式起訴され、令和2年4月3日付けで鹿児島簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
3	その他不正又は不誠実な行為	長野県長野市南千歳町878番地 (株)守谷商会 00-000712 代表取締役社長 吉澤 浩一郎	令和2年7月20日から 令和2年8月19日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号	令和2年7月15日	左記業者及び左記業者の使用人は、民間企業発注の長野県小諸市における新築工事現場において、トラック運転手1名を死亡させる事故を発生させたとして、令和元年8月7日、労働安全衛生法違反により、罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
4	その他不正又は不誠実な行為	東京都千代田区神田綿町1丁目9番地 日本総合住生活(株) 00-003115 代表取締役社長 石渡 廣一	令和2年7月20日から 令和2年8月19日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号	令和2年7月15日	左記業者及び左記業者の使用人が、当該業者の従業員に対し、時間外労働及び休日労働に関する協定で定める時間を超えて、時間外労働を行わせたことにより、令和元年12月18日に名古屋区検察庁より労働基準法違反の罪で略式起訴され、名古屋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
5	安全管理の不適切により 生じた工事関係者事故	東京都目黒区下目黒二丁目23番18号 若築建設(株) 00-003650 代表取締役社長 五百蔵 良平 袖ヶ浦市飯富2619番地2 (株)東日産業 12-022388 代表取締役 齋藤 康夫	令和2年9月7日から 令和2年10月6日まで (1か月)	第2条第1項 別表第1第7号	令和2年9月4日	左記業者が請け負った千葉港湾事務所発注の「港湾災害復旧工事(元年災港第1・2号)」において、令和2年5月25日、消波ブロックの移動作業を行っていたところ、3点吊りの玉掛けワイヤーのシャックルをすべて外し、クレーンで巻き上げた際、ワイヤー1本が型枠にかかりブロックが転倒した。その際、玉掛け者かつ合図者であった下請業者の作業員が転倒したブロックの下敷きになり、死亡が確認された。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。

令和2年度指名停止業者一覧表
指名停止対象業者及び状況説明書

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
6	その他不正又は不誠実な行為	山武郡横芝光町栗山2767番地の9 (株)トーカン工業 12-032853 代表取締役 宮口 隆夫	令和2年9月14日から 令和2年10月13日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号	令和2年9月10日	左記業者は、千葉県労働局長から製造の許可を受けずに、つり上げ荷重3トン以上のクレーン合計6台を製造したため、八日市場簡易裁判所から令和元年12月27日付けで、労働安全衛生法(第37条)違反により、左記業者及び左記業者の代表者がそれぞれ20万円の略式命令を受けた。また、このことが建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、千葉県知事から令和2年8月18日付けで、指示処分を受けた。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
7	その他不正又は不誠実な行為	旭市二の2526番地 森管工(株) 12-018317 代表取締役 森 貴之	令和2年10月7日から 令和2年11月6日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号	令和2年10月5日	左記業者は、旭市長の承認を受けずに給水装置工事を行ったこと及び無断通水を行ったことが旭市水道事業給水条例に違反し、令和2年9月1日付けで旭市指定給水装置工事事業者の指定停止処分を受けた。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
8	その他不正又は不誠実な行為	大阪府大阪市淀川区新北野一丁目2番3号 高松建設(株) 00-022707 代表取締役 高松 孝年	令和2年11月2日から 令和2年12月1日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号	令和2年10月27日	左記業者が元請として請け負った千葉縣市川市内の共同住宅新築工事において、平成30年10月3日、労働者に地下地面の掘削作業を行わせるに当たり、労働者が安全に昇降するための設備を設けず、労働者の労働災害を防止するための必要な措置を講じなかったとして、左記業者及び左記業者の使用人が労働安全衛生法違反により、令和2年1月8日付けで市川簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定したため。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
9	その他不正又は不誠実な行為	浦安市堀江一丁目16番7号レガーロ101号 檜原建設(株) 12-023162 代表取締役 檜原 信一	令和2年11月24日から 令和3年2月23日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第9号	令和2年11月18日	左記業者は、葛南土木事務所発注の「低地対策河川工事(富士見工区護岸工その12)」の入札において、令和2年9月16日に落札をしたにもかかわらず、監理技術者が確保できないとして、同日に契約辞退を申し出た。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
10	その他不正又は不誠実な行為	広島県広島市中区小網町6番12号 (株)中電工 00-002097 取締役社長 迫谷 章	令和2年11月24日から 令和2年12月23日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号	令和2年11月18日	左記業者が元請として請け負った岡山県新見市内の空調設備新設工事において、請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなかったため、下請負人の労働者が足場開口部から転落し負傷したとして、左記業者及び左記業者の使用人が労働安全衛生法違反で略式起訴され、令和元年12月24日付けで新見簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
11	公契約関係競売等妨害又は談合	南房総市山名23番地 渡辺建設工業(有) 12-002060 代表取締役 内藤 正弘	令和2年12月9日から 令和3年12月8日まで (12か月)	第2条第1項 別表第2第5号	令和2年12月10日	左記業者の代表取締役は千葉県南房総市が発注した学校改修工事の入札(4件)について、同市職員(官製談合防止法違反容疑にて逮捕)から不正に得た工事価格などの情報に基づき工事を落札したとして、令和2年12月9日に公契約関係競売入札妨害容疑で千葉県警察に逮捕された。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。

令和2年度指名停止業者一覧表
指名停止対象業者及び状況説明書

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
12	安全管理の不適切により 生じた工事関係者事故	長生郡白子町鷺80番地 (株) 大多和組 12-002837 代表取締役 大多和 清	令和2年12月17日から 令和3年1月16日まで (1か月)	第2条第1項 別表第1第7号	令和2年12月16日	左記業者が元請として請け負った長生土木事務所発注の「広域河川改修(復興)工事(南白亀川護岸工その48)」において、令和元年9月28日、電気工事業者(左記業者より作業指示を受けた者)が、現場事務所移設のためプレハブに仮設置してあった電気の引込柱を、被災者(電気工事業者から作業協力を依頼された者)と2人で撤去していたところ、プレハブ上部で作業していた被災者が転落し死亡した。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
13	贈賄	東京都品川区西五反田二丁目29番9号 東伸エンジニアリング(株) 00-022703 代表取締役 江崎 大輔	令和3年2月9日から 令和3年5月8日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第2号ロ	令和3年2月4日	左記業者の元取締役が、大分県別府市発注工事において、令和2年1月16日、同市元職員への贈賄の容疑で逮捕された。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
14	その他不正又は不誠実な行為	富山県南砺市苗島4760番地 川田工業(株) 00-002915 代表取締役社長 川田 忠裕	令和3年2月9日から 令和3年3月8日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号	令和3年2月4日	左記業者及び左記業者の使用人は、長野県内で施工した工事において、平成31年2月23日、仮索道用鉄塔が倒壊する事故を発生させたにもかかわらず、所轄の労働基準監督署へ遅滞なく報告しなかったことから、労働安全衛生法違反により略式起訴され、令和2年11月25日に罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
15	建設業法違反	茂原市小林2941番地の13 (株) 金城組 12-002636 代表取締役 金城 総円	令和3年3月10日から 令和3年5月9日まで (2か月)	第2条第1項 別表第2第7号	令和3年3月8日	左記業者は、千葉県及び長生郡市広域市町村圏組合等の発注した複数の工事において、主任技術者を専任で配置しなければならない工事であるにもかかわらず、当該工事の主任技術者にほかの工事を兼務させたことが建設業法第26条第3項の規定に違反し、同法第28条第1項第2号に該当するとして、千葉県知事から令和3年2月19日付けで、指示処分を受けた。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
16	建設業法違反	香取市佐原イ761番地 ユタカ建設(株) 12-000946 代表取締役 弓削 覺	令和3年3月10日から 令和3年5月9日まで (2か月)	第2条第1項 別表第2第7号	令和3年3月8日	左記業者は、千葉県香取農業事務所と令和元年8月22日付けで契約した香北第2舗装復旧工事(その2)他1件の工事において、主任技術者を専任で配置しなければならない工事であるにもかかわらず、当該工事の主任技術者にほかの工事を兼務させたことが建設業法第26条第3項の規定に違反し、同法第28条第1項第2号に該当するとして、千葉県知事から令和3年2月26日付けで、指示処分を受けた。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
17	その他不正又は不誠実な行為	東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号 東急建設(株) 00-020220 取締役社長 寺田 光宏	令和3年3月29日から 令和3年4月28日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号	令和3年3月26日	左記業者が請け負った東京都目黒区の病院建設工事において、平成29年6月23日頃、下請負人にパイプサポートを支柱として用いた型枠支保工を組み立てさせるにあたり、下請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなかったとして、左記業者及び左記業者の使用人が労働安全衛生法違反により略式起訴され、令和2年2月12日付けで東京簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。